

改正 平成28年4月1日一部改正

愛知医科大学における公的研究費等の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、愛知医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費等（以下「公的研究費等」という。）の取扱いに関し、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費等の適正な運営及び管理については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「公的研究費等」とは、国、独立行政法人等から配分される研究費及び民間企業等からの研究費等本学で扱う全ての研究費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失（架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等）により公的研究費等の適正な運営及び管理に関する関係法令、配分機関（本学に公的研究費等を配分する機関をいう。）の定める規定等又は本学の諸規程に違反して公的研究費等を使用することをいう。

4 この規程において「部局」とは、次に掲げる組織をいう。

- (1) 法人本部
- (2) 大学事務局
- (3) 医学部
- (4) 看護学部
- (5) 大学病院

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費等の適正な運営及び管理について統括する権限を有するとともに、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費等に係る不正防止対策の基本方針を策定し、研究者等に周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、本学を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者を置き、学長の指名した副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費等に係る不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、実施状況を定期的に、最高管理責任者に報告しなければならない。

[平28.4.1 - 1項改正]

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費等に係る不正防止対策の実施に関すること。

(2) コンプライアンス教育の実施に関すること。

(3) 公的研究費等の適正な管理及び執行に関する管理監督及び改善指導に関すること。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要と認めるときは、コンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を置くことができる。

4 コンプライアンス推進責任者は、副責任者を置いたときは、その有する権限及び責任を定め、その者の氏名並びに定めた権限及び責任について、研究者等に周知するとともに、統括管理責任者に報告するものとする。

(経理事務責任者)

第7条 公的研究費等の経費に関する事務の責任を負う者として経理事務責任者を置き、総務部長をもって充てる。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(相談窓口)

第8条 公的研究費等に関する諸規程等及び事務処理手続について、学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

2 相談窓口は、事務局総務部研究支援課(以下「研究支援課」という。)とする。

3 相談窓口は、学内外からの相談を受けた場合は、本学における効果的な研究の遂行のため、適切な支援を行うよう努めなければならない。

第4章 不正使用の防止

(不正使用防止計画推進室)

第9条 本学の公的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証するため、最高管理責任者の下に公的研究費等の不正使用防止計画推進室(以下「不正使用防止計画推進室」という。)を置く。

2 不正使用防止計画推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 最高管理責任者が必要と認める教職員 若干名

3 不正使用防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 不正使用防止計画推進室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費等の適正な運営及び管理の実態並びにコンプライアンス教育の実施状況の把握及び検証に関すること。

(2) 公的研究費等に係る不正防止対策の基本方針に基づく不正使用防止計画の策定、推進及び検証並びに改善に関すること。

(3) 公的研究費等の不正使用の発生要因に対する改善策を講じること。

(4) 研究者等に対する公的研究費等に係る行動規範の策定及び推進に関すること。

(5) 不正使用の防止に向けた取り組みの状況等の研究者等への周知に関すること。

(6) その他最高管理責任者が必要と認めること。

5 不正使用防止計画推進室は、監査室と連携して公的研究費等の不正使用の防止を推進

するものとする。

〔4項2号の「不正使用防止計画」＝公的研究費等不正使用防止計画〕

第5章 研究者等の責務

（研究者等の責務等）

第10条 研究者等は、公的研究費等の適正な運営及び管理に当たっては、関係法令、本学の諸規程その他の規範を遵守しなければならない。

2 研究者等は、公的研究費等に係る不正使用を防止するため、本学が行うコンプライアンス教育等を受けるとともに、前項に定める事項を約するため、別に定める誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

3 前項に定める責務を怠った研究者等は、公的研究費等に関する申請、運営及び管理に関わることができないものとする。

〔2項の「別の定め」＝公的研究費等の適正な運営及び管理に関わる誓約書の取扱いについて〕

第6章 公的研究費等の適正な運営及び管理

（執行状況の確認等）

第11条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、公的研究費等の予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、改善策を遅滞なく研究者等に示すものとする。

（発注段階での財源の特定）

第12条 研究者等は、公的研究費等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

（発注及び検収業務等）

第13条 本学における研究用物品の発注及び検収業務の取扱いについては、別に定める。

〔「別の定め」＝公的研究費等の適正な運営及び管理に関わる研究用物品の発注及び納品検収業務について〕

（非常勤職員の雇用管理）

第14条 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務部門が勤務状況を確認し、公的研究費等を適正に管理するものとする。

（出張の確認）

第15条 研究者等の研究遂行上必要となる出張については、理事長又はその委任を受けた者の承認を得るものとし、旅行後は出張報告書及び出張の事実を証明するものを提出しなければならない。

（取引業者との癒着防止）

第16条 コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と本学の公的研究費等に係る取引業者（以下「取引業者」という。）との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

2 取引業者に対して、本学の不正対策に関する方針及び諸規程等（以下「不正対策の諸規程等」という。）を周知するものとし、取引業者は不正対策の諸規程等に定める事項を約するため、別に定める誓約書を提出するものとする。ただし、本学が別に定める取引業者については、誓約書の提出は省略することができる。

〔2項の「別の定め」＝公的研究費等の適正な運営及び管理に関わる誓約書の取扱いについて〕

(不正な取引を行った業者の処分)

第17条 不正な取引に関与した取引業者については、不正対策の諸規程等に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。